

全ト協発第469号（輸）  
令和7年1月20日

都道府県トラック協会会長 様

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 寺岡洋一  
(公印省略)

### 引越サービス利用者における自動車登録等手続きの適正化について（協力依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の活動に対し、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、標記につきまして、国土交通省では、引越により住所が変わった際に必要となる自動車登録変更等の申請手続きの励行につきまして啓発活動を実施しており、別紙のとおり、協力依頼がございました。

つきましては、本年の繁忙期において、自動車ユーザーである引越サービスの利用者に対し、自動車登録変更手続きの必要性について、貴協会傘下会員事業者よりご周知いただきますようご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

国自情第250号の3  
令和8年1月5日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車情報課長

自動車登録等手続きの適正化について（協力依頼）

国土交通省等では、自動車の変更登録等の手続きの励行について啓発活動を実施しているところですが、当該啓発活動の一環として、自動車の変更登録等の手続きの励行を呼びかけるチラシ（別紙参照）を作成し、引越しが特に集中することが予想される時期（令和8年3月～4月）を中心に自動車ユーザー等への周知活動を行うこととしております。

つきましては、本趣旨をご理解の上、下記のとおり貴協会傘下会員の引越事業者の皆様にご協力いただきたく、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 引越しサービスの利用者に対するチラシの配布又は口頭によるチラシの内容の伝達。
2. 引越しサービスの利用者に提供する広告（ホームページ等）にチラシの内容又は以下＜参考＞の記載、及びホームページアドレスを掲載。

＜参考＞

○登録自動車については、国土交通省ホームページ内「自動車検査登録総合ポータルサイト」をご覧いただくか、新住所を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。

（<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>）

○引越しに伴う手続きの負担軽減に向けた取り組みとして、個人が引越の際、オンラインにより自動車（二輪、軽自動車、事業用及びレンタカーを除く）の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例を令和4年1月4日から開始しています。

（[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06\\_hh\\_000125.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000125.html)）

○軽自動車については、軽自動車検査協会ホームページ内「各種手続き」をご覧いただくか、新住所を管轄する事務所・支所にお問い合わせ下さい。

（[https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures\\_m\\_000003.html](https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_m_000003.html)）

# クルマの手続き忘れずに!!

所有者が変わったときは  
移転登録 が必要です

引越ししたときは  
変更登録 が必要です

## クルマの手続きは国土交通省HPから!

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



### 電子車検証

- 令和5年1月より車検証が電子化され、A6サイズの厚紙にICタグが貼付されています。
- 車検証閲覧アプリから電子車検証のICタグを読み取ると、「車検証の有効期間」や「使用者の住所」等の項目を確認できます。
- 「車検証の有効期限通知」等、様々な通知が届きます。

※詳しくは電子車検証特設サイトへ  
<https://www.denshishakencho-portal.mlit.go.jp/>



※通知を受け取るためにスマートフォンの設定が必要です。  
<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>



車検証閲覧アプリのインストールはこちら▶

### 引越しOSS

- 個人の引越しの際、オンラインで自動車の変更登録申請を行うと、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予します!

※OSS(ワンストップサービス)とは自動車登録手続・税の納付・車庫証明の取得をオンラインで一括して行うことを可能としたサービスです。  
<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>



※引越しに伴い、所有者本人がマイナンバーカードを用いて変更登録申請をOSSにより行う手続きが対象です。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06\\_hh\\_000125.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000125.html)



軽自動車は、軽自動車検査協会事務所でのお手続きが必要です!

詳しくは軽自動車検査協会HPへ <https://www.keikenkyo.or.jp/>



ご注意!

手続を行わないと以下のような支障が生じる恐れがあります。

- リコール案内(車の欠陥に関する重要な通知)、税金や保険のお知らせが届かない。
- これらのお知らせが前の所有者に届けられ、トラブルの原因に…
- 盗難や事故の時に所有者や使用者の確認が遅れる。
- 道路運送車両法違反により、罰金刑に処される場合もある。



※お手続きに関するお問い合わせは裏面の電話番号へお願いいたします。

※登録自動車・軽自動車の保管場所(車庫)を変更したときは、最寄りの警察署へお問い合わせください。

※「自動車税」及び「軽自動車税(環境性能割)」は所在する都道府県の窓口へ、「軽自動車税(種別割)」は所在する市区町村の窓口へお問い合わせください。

自動車登録等適正化推進協議会 一般社団法人日本自動車工業会／一般社団法人日本自動車販売協会連合会／一般社団法人日本自動車整備振興会連合会／  
一般社団法人全国自動車標榜協議会／一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会／一般社団法人全国自家用自動車協会／一般社団法人全国軽自動車協会連合会／  
一般社団法人日本自動車会議所／全国自動車検査登録印紙売捌人協議会／日本自動車輸入組合／一般社団法人日本自動車連盟(JAF)／軽自動車検査協会  
【事務局】一般財団法人自動車検査登録情報協会